

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

鋳物廃砂

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

- ・ 鋳造工場の鋳造工程での鋳型の砂であり溶湯後、型ばらしした廃砂。
- ・ これら鋳物廃砂を中間処理（煤焼・破碎・分級等）し、精錬工場及びセメント工場で使用する珪石代替品としたもの。黒色若しくは灰色。無臭で非水溶性。平均水分値は8%。
- ・ この貨物の水分値は、品質管理等の目的で管理されており、液状化が問題となる値よりも低いことが保証される。

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

C

3.2 見かけ密度(kg/m³) : BULK DENSITY

1,400~1,800 kg/m³

3.3 載貨係数(m³/t) : STOWAGE FACTOR

0.56~0.71 m³/t

3.4 粒径 : SIZE

砂状

3.5 等級（種別Bの場合に限る） : CLASS 国連番号（危険物の場合に限る） : UN No.

不適用

3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

特段の危険性は無い。この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

- ・この貨物の雨中荷役を禁止する。ただし、貨物の実水分値が、液状化が問題となる値よりも十分低く、雨中荷役を実施しても、その雨による水分値の増加が液状化の可能性を生じないことについて荷送り人により証明された場合は、その雨の中で荷役を実施しても良い。
- ・船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。
- ・この貨物の荷役中は、この貨物を積載している又は積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

- ・特殊貨物船舶運送規則第15条の4の規定に従って荷繰りすること。
- ・積荷役時において、粉じんが発生する場合は、散水できるものとする。但し散水を実施しても、その散水による水分値の増加が液状化の可能性を生じないことについて荷送り人により証明された場合に限る。
- ・貨物の水分値が管理されており、液状化が問題となる値よりも低い値にほじされることが、荷送人により船長に申告されていること。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

この貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護衣、保護眼鏡及び防塵マスクを必要に応じて着用すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

5.10 非常時の措置 : EMERGENCY PROCEDURES

特段の要件はない。